

☆非紹介加算(特定療養費)

他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちでない場合は、初診時に実費 1,620 円をいただきます。

※ 初診の取扱い

[保医発通知「初診料算定の原則」(平 22 保医発 0305・1)より]

(7)患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は初診として取り扱う。(後略)

(8)(7)にかかわらず、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。

200床以上の病院において、本来高度な医療を必要とする患者さんが診られないという事態にならないようにするために、国が定めたものです。

(診療時間外受診の場合を除きます。)

これは保険外の為、病院により料金が異なります。

